

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> |  |
| <input type="checkbox"/> |  |

Xは、金銭を貸し付けたYとその連帯保証人Zを共同被告として、それぞれ貸金の返還と保証債務の履行を求める一つの訴えを提起した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Yのみが申し出た証拠の取調べの結果は、Zが援用しなくても、裁判所は、XのZに対する請求について、事実認定の資料とすることができるが、証拠調べ後にこの請求についての弁論を分離したときは、事実認定の資料とすることはできない。

イ YがXから金銭を借り受けたことについて、Zがこれを自白しても、Yが当該事実を争えば、その自白は、XのZに対する請求においても、効力を生じない。

ウ Xの訴えに係る訴訟の目的の価額については、Yに対する請求の価額と、Zに対する請求の価額とを合算する必要はない。

エ XがYのみとの間で、Yの債務を一部免除する旨の訴訟上の和解をしたときは、Zは、免除された部分について、自己の保証債務の消滅を主張することができる。

オ XのYに対する請求とZに対する請求について、一つの判決がされた場合において、Yがこの判決に対して控訴をしたときは、この判決のうちZに対する請求部分も確定しない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

## ア ×

判例（最判昭 27.12.25）は、「主たる債務者と連帯保証人とを共同被告として訴が提起された場合でも、主債務者と保証人との間に権利関係が合一にのみ確定しなければ訴の目的が達せられないものではないから、所謂必要的共同訴訟には当たらない」としており、借主とその連帯保証人を共同被告として、それぞれ貸金の返還と保証債務の履行を求める訴えは、通常共同訴訟である。そして、39 条は、「共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない」と規定しているが（共同訴訟人独立の原則）、判例（最判昭 45.1.23）は、「共同訴訟人の一人が提出した証拠は、その相手方に対するばかりでなく、他の共同訴訟人とその相手方に対する関係においても証拠として認定資料に供することができる」として、証拠共通の原則を採用している。

また、判例（大判昭 10.4.30）は、要旨、併合の要件を具備せざる共同訴訟に於て甲当事者に対する部分は第 1 審判決に因り確定し、乙当事者に対する部分のみ控訴審に繫属せる場合に、第 1 審に於ける甲当事者の本人訊問は、右の控訴審に於ても本人訊問として証拠と為る、としている。

したがって、Y のみが申し出た証拠の取調べの結果は、弁論を分離したときであっても、事実認定の資料とすることができると解される。

## イ ×

肢アの解説のとおり、通常共同訴訟においては、共同訴訟人独立の原則が働くので、ある共同訴訟人がした自白は、他の共同訴訟人が争っても、自己と相手方との関係においてはその効力は妨げられない。

## ウ ○

9 条 1 項は、「一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない」と規定する。

エ ○

民法 457 条 2 項は、「保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる」と規定する。

オ ×

肢アの解説のとおり，通常共同訴訟においては，共同訴訟人独立の原則が働くので，共同訴訟人の一部が控訴しても，控訴しなかった他の共同訴訟人との関係では，判決が確定する。